

平成 31 年度以前入学の学部在学生用

大学独自の授業料免除制度【経過措置】における
令和 5 年度後期分(10 月から翌年 3 月分)授業料免除申請について

【新規】(令和 5 年度前期分の授業料免除を申請していない方)

◇対象	平成 31 年度以前入学の学部在学生 (私費外国人留学生除く)
◇提出期限	令和 5 年 9 月 25 日(月)まで(消印有効)
◇提出方法	郵送(直接担当窓口に提出できません。)
◇郵送先	令和 5 年 10 月以降所属の下記キャンパス ・小白川キャンパス 〒990-8560 山形市小白川町一丁目 4-12 山形大学学生センター奨学担当 ・飯田キャンパス 〒990-9585 山形市飯田西二丁目 2-2 山形大学医学部学務課学生支援担当 ・米沢キャンパス 〒992-8510 米沢市城南四丁目 3-16 山形大学工学部学生サポートセンター学生支援担当 ・鶴岡キャンパス 〒997-8555 鶴岡市若葉町 1-23 山形大学農学部学生センター学務担当

- ・願書は必ず申請者本人が記入してください。
- ・提出は郵送のみ受け付けます。簡易書留やレターパック等の配達記録が残る方法で郵送してください。
- ・封筒等の表には、「授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・保護者や代理人による代理申請は原則できません。
- ・提出期限を過ぎての申請は、いかなる理由があっても一切受け付けません。

1. 高等教育の修学支援新制度について

【概要】

令和2年4月からの「高等教育の修学支援新制度」導入に伴い、学部学生（私費外国人留学生を除く）は高等教育の修学支援新制度による授業料免除へ移行します。高等教育の修学支援新制度とは、日本学生支援機構による給付奨学金と、大学による授業料等の免除（入学料の免除は令和2年度新入生から対象）の2つの制度がセットになったものです。給付奨学金の支給と併せて、授業料免除の対象にもなります。

【支援金額】

日本学生支援機構給付奨学金は、家計基準と学力基準による審査があり、採用された場合は、家計基準に基づき、第I区分から第III区分までの3つに区分され、その区分に応じて奨学金の給付及び授業料の免除が行われます。

区分	日本学生支援機構による 奨学金の給付【月額】		大学による授業料の免除 ※授業料は半期毎
	自宅通学	自宅外通学	
第I区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	全額免除
	19,500円 (22,200円)		
第II区分	9,800円 (11,100円)	44,500円 22,300円	3分の2免除 3分の1免除

() 内は、生活保護世帯等の支給額

【日本学生支援機構給付奨学金新規申請（これから申し込む方）】

以下の事前準備を行い、大学HP「奨学金について」のページを確認の上、在学定期（二次採用）採用に申し込んでください。

◆事前準備（以下のサイトにアクセスし、制度の概要を理解してください。）

- 文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>
- 日本学生支援機構奨学金ホームページ「給付奨学金（返済不要）」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

【高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構給付奨学金とセットの免除制度）の継続申請について】

（日本学生支援機構給付奨学金にすでに採用されている方）

9月（予定）に大学HP「授業料免除、入学料免除及び入学料徴収猶予について」のページを確認の上、継続申請を期日までに提出してください。

<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/life/fee/exemption>

2. 大学独自の授業料免除申請について

【経過措置について】

経過措置とは、令和元年度から授業料免除を受けていた学生で、制度の変更により新制度の対象外または支援が減少する学生に対する措置です。

ただし、令和元年度に授業料免除を受けていない学生についても申請可能です。

- (1) 高等教育の修学支援新制度による授業料の免除額が、大学での授業料免除判定による免除額を下回った場合

経過措置：大学独自での授業料免除額を適用

- (2) 高等教育の修学支援新制度の対象外となる場合

(例：学業成績、収入、国籍・在留資格、入学時期等の基準を満たさない)

経過措置：大学での授業料免除の判定を適用

※大学の授業料免除の判定は、全額免除、半額免除、不許可のいずれかです。

※大学独自の授業料免除制度の経過措置を受けるためには、日本学生支援機構給付奨学生の申請（令和2年度以降に給付奨学生に採用され、現在も給付奨学生となっている学生を除く。）をすること、又は給付奨学生に申請しない（できない）正当な理由があることが条件となります。

【制度の趣旨】

特別な事情によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者を対象に、本人の申請に基づき、選考の上、学長が授業料の免除を許可する制度です。

(山形大学授業料、寄宿料免除及び授業料徴収猶予規程)

【申請条件】

授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。

ただし、以下のいずれかに該当する者は申請できません。

- ・免除対象学期又はその前の学期に懲戒処分を受けた者

懲戒処分を受けた日が属する学期分の申請資格を失い、審査の対象から外れる。

また、懲戒処分を受けた日の翌学期分の申請資格を失う。

なお、授業料免除許可後に懲戒処分を受けた者は、懲戒処分を受けた日が属する学期分の免除許可が取り消される。

- ・故意又は重大な過失により虚偽の申告をした者

- ・免除対象学期の途中で休学・退学等を予定している者

申請後に、上記のような事由が発生した場合、申請取り下げとなるため、速やかに申し出ること。

- ・免除対象学期の前の学期分までの授業料が完納されていない者

前期分申請時は、前年度後期分までの授業料を3月末日までに（新入学生を除く）、後期分申請時は、当該年度前期分までの授業料を9月末日までに納付済みであること。

- ・すでに当該学期分の授業料を納付済みの者

- ・正規の修業年限を超えた者（休学期間は含まれません）

- ・非正規生（科目等履修生、研究生等）

【申請から免除決定までの流れ】

時期	手続き
～9月25日（月）	・申請書類の提出（消印有効）
9月	・【該当者のみ】給付奨学金新規申込の手続きを行う ・【該当者のみ】修学支援制度の継続申請の手続きを行う
10・11・12月	（結果発表まで、後期分授業料の口座引き落としは猶予されます）
1月中旬（予定）	・結果発表（郵送で通知）

※手続きの時期は目安であり、変更となる場合があります。詳細は、大学HPでお知らせします。

【判定基準】

学力基準

- 学部2年次以上

次の表に掲げる標準取得単位数を満たしている者を対象とし、出願時までに取得した単位数※とその評価区分に応じ、次の算式によって得た平均値が1.90（2年次学生は1.80）以上であること。

$$\frac{(\text{優, S及びAの単位数}) \times 3 + (\text{良及びBの単位数}) \times 2 + (\text{可及びCの単位数})}{\text{それぞれ指定されている取得単位数}} = \text{平均値}$$

（標準取得単位数）

学部名/年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
人文社会学部	30	60	95		
地域教育文化学部	30	60	95		
理学部	30	60	95		
医学部	医学科	47	80	117	140
	看護学科	42	82	120	
工学部	高分子・有機材料工学科	30	70	110	
	化学・バイオ工学科				
	情報・エレクトロニクス学科				
	機械システム工学科				
	建築・デザイン学科				
	システム創成工学科	26	60	110	
農学部	41	70	111		

※ 出願の前の期までに取得した単位数で、前期申請の場合は前年度後期までに取得した単位数、後期分申請の場合は当該年度の前期までに取得した単位数及び評価区分で判定する。

・学力基準の特例

上記にかかわらず、次に該当する者は、免除の対象とすることができるものとし、基準を読み替える。

一人親世帯、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く特別の事情のある者。

区分	学部在学生
学力基準	1.80まで (2年次学生は1.65まで)

家計基準

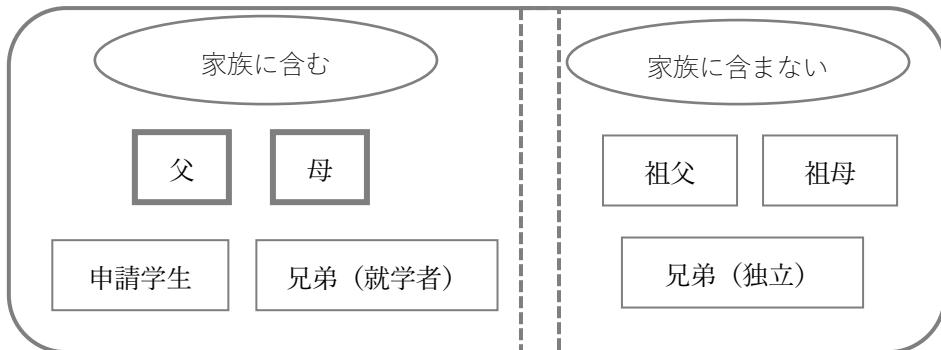
家計支持者の前年（1月～12月）の総所得金額（以下「総所得金額」という。）の合算額が、本学で定める収入基準額以下であること。（山形大学授業料免除選考基準による）

※家計基準については、家族構成、収入の内訳、各種控除等により、家計困窮度（家計評価額）が変わるために「収入〇〇万円以下なら免除」といった具体的な数字をお示しできません。

家計支持者とは…父母両方を指す。一人親の場合は、学生と同一世帯の父母いずれか。父母がいない場合は、父母に代わり学生の家計を支えている者（1名）。

「家族」の考え方…父母とその子を一つの家族とみなす。ただし、兄弟は就学者、未就学児及び障がい者を家族に含め、18才以上の就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は家族に含めない。祖父母については、同居・別居を問わず含めない。（家計支持者である場合を除く）

世帯全員の住民票に記載：父、母、祖父、祖母、申請学生、兄弟（就学者）、兄弟（独立）の場合
※太枠が家計支持者（父、母）



※独立生計とは

- ・所得税法上、父母の扶養親族でない者
- ・父母と別居している者
- ・本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明が発行される者

※本人(又は配偶者)が主契約者である家族全員分の健康保険証(写)が提出できることが条件となります。

【出願書類について】

- ・申請書類は、郵送で提出してください。(提出期限消印有効)
- ・簡易書留やレターパック等、必ず配達記録の残る方法を利用してください。
- ・封筒等の表には、「授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・到着確認にはお答えできません。追跡番号を利用し、ご自身でお確かめください。

1. 全員が提出する書類 (各種様式は大学HPから入手可能)

提出書類	注意事項
令和5年度後期分 授業料免除願書	<ul style="list-style-type: none">○令和5年10月1日現在の状況(見込み)を申請者本人が記入すること。○父母等記入欄のみ父母等の自署が必要。(父母等が日本以外にいる場合や、独立生計者は記入不要。)○学生現住所は令和5年10月1日現在の住所を記入すること。住民票と異なっていても差し支えありません。○父母等が勤務地の関係で別居している場合は、父母等住所には学生の帰省先を記入すること。○申請理由をチェックすること。○休学歴がある場合、漏れなく記入すること。○A3両面で印刷すること(詳細は様式内の説明参照)。○その他注意事項については、下記「○記入上の注意」参照。
住民票謄本 (世帯全員の住民票) ※令和5年7月1日以降発行のもの	<ul style="list-style-type: none">○申請者本人を含む家族全員分を提出すること。○「世帯全員の住民票」と記載のあるもの。○「本籍・住民票コード・マイナンバー」の記載のないもの。○家族数に含まれない家族が記載されている場合、二重線で消してください。 ※住民票抄本(個人のもの)は不可。 ※ホッチキスされている場合は取らないでください。 ※外国人留学生は、日本以外に居住する家族分の提出は不要

提出書類	注意事項
<p>令和5年度（令和4年分） 「収入（所得）額」と「市・県民税額」 が明記された市区町村発行の証明書 例：課税（所得）証明書 等</p> <p>※上記の両方が明記された証明書が発行できない場合は、「所得証明書」と「課税（非課税）証明書」を併せて提出すること。</p> <p>※発行する自治体によっては、「収入（所得）額」が明記された証明書（例：所得証明書）と「市・県民税額」が明記された証明書（例：課税（非課税）証明書）が、別に発行されます。</p>	<p>○家計支持者全員分を提出すること。 家計支持者とは父母両方（一人親等を除く）を指します。 主婦、年金受給者、無職者等も必要です。詳しくはP5参照。</p> <p>○独立生計は申請者本人（及び配偶者）分のみ提出。</p> <p>○家計支持者毎に発行のもの。一枚に世帯全員分記載のものは不可。</p> <p>○収入等がない場合は「0円」と記載されている証明書が必要。当該金額が「*」「-」「空白」等の証明書は不可。 「0円」と記載されている証明書が提出できない場合は申立書（その他）（様式4）で証明書が提出できない理由及び収入等が「0円」である旨を発行元に確認したことを記載の上、提出すること。</p>

2. 該当する方が提出する書類（各種様式は大学ホームページから入手可能）

該当事項	提出書類（A4サイズに整えて提出）	
	国立の学校	○在学・授業料免除状況証明書（様式5）
高等学校以上の就学者がいる	公立、私立の学校 (予備校等その他の学校を含む)	○在学証明書（各学校所定の様式）
		夜間、定時制、通信制、予備校、職業訓練校、大学校、各種学校等の場合、上記証明書と申立書（様式3）。 ※定職についている場合は就学者に含めない。
一人親世帯である	以下のすべての書類 ①母子・父子世帯申立書（様式2） ②父又は母の戸籍謄本（全部事項証明）か、一人親世帯であることがわかる書類（遺族年金の振込通知の写し、児童扶養手当証書の写しなど）	
生活保護世帯である	○生活保護支給額通知書の写し等	
障がい者がいる	○障がい者手帳又は療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳等）の写し	
地震・風水害等の被害を受けた	○家屋の被害が「全壊」または「大規模半壊」の罹災証明書の写し ○原発避難がわかる罹災証明書または被災証明書の写し 対象：東日本大震災、熊本地震以降の災害	
独立生計	以下のすべての書類 ①生活費収支調書（様式6） ②本人（又は配偶者）が被保険者となる家族全員分の健康保険証の写し	

該当事項	提出書類（A4 サイズに整えて提出）
期限までに提出できない書類（様式 1）	<p>○やむを得ない事由により期限までに提出できない書類がある場合に提出すること。なお、提出日が不明の場合は、提出予定日を記入すること。</p> <p>※期限を過ぎても提出のない書類について、担当者から催促の連絡は行いません。</p> <p><u>連絡なく不備・不足書類を提出しなかった者は、書類不備として扱い、審査の対象から除外します。</u></p> <p><u>※後日提出する書類には、必ず【右上に学生番号及び氏名を黒又は青のボールペンで記入】してください。</u></p>

◎記入上の注意

・家庭調書

「①本人」欄について

- 1) 自宅・自宅外をチェックすること。
「自宅」とは、家族と同居している場合をいう。
「自宅外」とは、「自宅」以外の者をいう。

「②就学者を除く家族」欄について

- 1) 原則として父母両方を記入すること。ただし、死別・離婚等により父又は母しかいない場合はそのいずれかを、父母がいない場合は父母に代わり学生の家計を支えている者 1 名を記入すること。独立生計者は、父母の記入は不要。
- 2) 未就学児は、「②就学者を除く家族」欄に記入すること。
- 3) 18 才以上の兄弟で、就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は記入不要。
- 4) 就学者ではない障がい者の兄弟がいる場合は、「②就学者を除く家族」欄に記入した上で、特別控除関係の書類を添付すること。
- 5) 祖父母は、原則として記入不要。（父母に代わり家計支持者である場合は記入する）

「③就学者」欄について

- 1) 就学者は、「③就学者」欄に記入すること。
- 2) 10 月 1 日現在の学年を記入すること。
- 3) 進学先が未定の場合は「未定」と鉛筆で記入すること。
- 4) 高等学校以上の就学者は、P7 に記載のある書類を添付すること。

◎収入（所得）について（記入不要）

市区町村発行の所得（課税）証明書に記載のある金額を用います。

収入（所得）…市区町村が証明した前年の収入（所得）額を判定の基準とするため、前年以降の就職・退職・転職・失職したものについては考慮しません。

◎一人親世帯について

死亡、生別（離婚）以外の場合

・離婚状態（離婚を前提とした別居等を含む）

裁判中であることがわかる公的な書類又は民生委員等*の署名がある申立書を提出することにより、願書家族欄及び収入欄への一方の親の記入と添付書類の提出を省略できます。

上記書類の提出ができない場合、両方の親の必要書類が提出できなければ書類不備として扱い、審査の対象から除外します。

*利害関係のない第三者として合理的で、事情を把握可能な人物（町内会長、地区担当交番の警察官等含む）

その他

- ・離婚していても住民票に両親等の名前が記載されている場合、事情を確認します。

【注意事項】

個人情報の利用について

提出いただいた書類の個人情報は、授業料免除申請及び免除決定事務にのみ使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。

その他注意事項

- ・申請内容に虚偽があった場合は、すでに免除が許可されていた場合でも、免除を取り消します。
- ・提出書類については、発行日が申請日から3カ月以内のもの。ただし障がい者手帳や療育手帳などすでに発行されており、発行日の変更ができないものについては最新のものを提出してください。
- ・添付書類をホチキスで留めないでください。（ただし役所であらかじめ留められていたものを除く）
- ・提出する書類はすべてA4サイズに整えてください。
- ・申請内容の事実確認のため、本資料に示されたもの以外に提出を求めることがあります。担当者の指示に従ってください。

【授業料の徴収猶予について】

判定結果が出るまで、授業料の徴収が猶予され、登録口座からの引き落としが一時的に停止されます。

なお、判定結果が一部免除又は不許可となった場合、結果通知日から直近の振替日に授業料請求額が一括で引き落とされます。

【判定結果通知】

後期分授業料免除の判定結果は、1月上～中旬（予定）に郵送で結果を通知します。

【各キャンパス問合せ先】

小白川キャンパス－学生センター奨学担当（TEL.023-628-4139）

飯田キャンパス（医学部）－学務課学生支援担当（TEL.023-628-5176）

米沢キャンパス（工学部）－学生サポートセンター学生支援担当（TEL.0238-26-3017）

鶴岡キャンパス（農学部）－学生センター学務担当（TEL.0235-28-2804）

Q&A

Q1：願書について父母等氏名欄を学生本人が代筆することは出来ますか？

A：できません。必ず父母等本人が署名してください。また、父の名前を母が代筆することもできません。（願書記入例参照）

Q2：書類の発行日が古いものは提出できますか？

A：住民票、在学証明書等は申請日（前期は4月1日、後期は10月1日）から3か月以内に発行されたもののみ有効です。随時発行されないもの（児童扶養手当証書等）は、発行されているなかで最新のものを提出してください。

Q3：同居の祖父母は家族数に含まれますか？

A：原則として、祖父母は家族数に含みません。ただし、父母がいない場合で、祖父または祖母が学生の家計を支えている場合は家族に含みます。

Q4：家計支持者ではない祖父母が同じ住民票に記載されています。そのまま提出していいですか？

A：願書に記入しない家族が住民票に記載されていても差し支えありませんが、家族数に含めない方は氏名に二重線を引いてください。必ず「世帯全員の住民票」と記載のあるものを提出してください。ホッキスされている場合は取らないでください。

Q5：大学生の兄の住民票が父母と別世帯となっています。提出は必要ですか？

A：必要です。願書に家族数として含まれる家族（P5 参照）の住民票は全員分提出してください。別世帯でも差し支えありません。

Q6：弟が浪人して自宅で勉強していますが、家族数に含まれますか？

A：18才以上の兄弟の場合、家族に含まれません（障がい者を除く）。

Q7：兄が通っている学校では在学証明書が発行されません。在籍証明書での代用は可能ですか？

A：できません。在学証明書が発行されない場合は就学者として認められません。18才以上の兄弟は、就学者または障がい者に該当しない場合家族に含まれません。

Q8：働きながら大学院に通っている兄がいます。家族数に含まれますか？

A：定職（フルタイム勤務）に就いている兄弟は就学者とならないため、家族に含まれません。定職以外（アルバイト等）の場合は就学者となるため家族に含まれます。

Q9：妹が4月または10月から進学予定で、申請期間内に受験の結果がわかりません。願書にはどのように記入しますか？また、在学証明書が提出時期までに発行できません。

A：進学先が未定の場合、学校名欄に「未定」と鉛筆書で記入し、様式1（不足書類一覧）に在学証明書が提出できる日を記入してください。後日在学証明書の提出時に、願書にボールペンで進学先を記入します。

Q10：「収入（所得）額」と「市・県民税額」が明記された市区町村発行の証明書とは何ですか？

A：「所得（課税）証明書」等の名称で発行される証明書です。証明書の名称は市区町村で異なります。お手元に届く納税通知書等では代用できません。

Q11：父が今年の3月末で定年になり仕事を辞めるため、父の収入が無くなります。課税（所得）証明書は昨年の所得のため収入が多いのですが、考慮の対象になりますか？

A：授業料免除では、市区町村が証明した前年の収入（所得）額を基に判定するため、年度途中の退職・失職等は考慮されません。

Q12：両親の収入が何円以下であれば免除になりますか？

A：家計基準については、家族構成、収入の内訳、各種控除等により家計困窮度（家計評価額）が変わるために、「収入〇〇万円以下なら免除」といった明確な金額ではお答えできません。
また、年度毎の予算状況によっても変わります。

Q13：子供や家族に知られたくないことがあるため、必要書類の一部を省略することはできますか？

A：申請者を公平に審査するために、必要書類を省略することはできません。
親から知らせていない事情等もあるかと思いますが、すべての必要書類を提出願います。

Q14：家族の協力が得られないため、提出に必要な書類を全てそろえることができません。書類の一部を省略することはできますか？

A：公平に審査するため、必要書類を省略することはできません。申請する場合には必ずご家族の了承を得てください。